

10.ひとり親家庭への支援

手当や医療費

● 児童扶養手当

父親または母親がいない家庭や、父親または母親に一定の障がいがある場合、父親または母親に代わって児童を養育している人に支給されます。所得による制限があります。

▶ 窓口 **福祉課 ☎096-293-3510**

▶ 手当額	児童	全部支給	一部支給
	1人	44,140円	44,130～10,410円
	2人目	加算：10,420円	10,410～5,210円
	3人目以降	加算：6,250円	6,240～3,130円

● 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の自立促進を図るため、対象講座を修了した場合、給付金(受講料の6割相当額：上限160万円、下限1万2千円)を支給します。

▶ 窓口 **菊池地域振興局 福祉課 ☎0968-25-0689**

▶ 対象 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準の人

● 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭および寡婦の経済的自立と、扶養している子どもの福祉向上を図るために、必要な資金をお貸しします。

▶ 窓口 **菊池地域振興局 福祉課 ☎0968-25-0689**

● ひとり親家庭等医療費助成制度

病気やけがで医療機関にかかった場合、その医療費の2/3を助成します。所得による制限があります。

▶ 窓口 **福祉課 ☎096-293-3510**

▶ 対象

- ・ひとり親家庭の父または母およびその者が扶養している児童
- ・父母のいない児童

● 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に対し、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間の生活の負担軽減を図るため、一定期間、促進費を支給します。

▶ 窓口 **菊池地域振興局 福祉課 ☎0968-25-0689**

▶ 対象資格 看護師(准看護師)、など介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師



生活の支援

● 母子生活支援施設

生活上の問題のために子どもの養育を十分にできない場合、母親と子どもと一緒に生活できる施設です。

▶ 窓口 菊池地域振興局 福祉課 ☎0968-25-0689

● JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の人がJRで通勤している場合、定期乗車券が3割引されます。他の割引とは併用できません。

▶ 窓口 福祉課 ☎096-293-3510

● ひとり親家庭・寡婦福祉連合会

ひとり親家庭の親子および寡婦が協力し合う福祉団体です。情報交換、親子の楽しい行事を催しています。

▶ 窓口 福祉課 ☎096-293-3510

仕事を探している人へ

母子家庭等の生活相談を含めた就業相談、求人情報、職業紹介を行っています。

▶ 相談先 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター ☎096-331-6736
熊本市東区錦ヶ丘34-23
(母子・父子休養ホームしらゆり内)
火～金曜日 9:00～19:00
土～日曜日 9:00～17:00
月曜・祝日 休館

